南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託に係る一般公募型プロポーザル実施要領

# 1. 目的

本実施要領は、南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務を委託するにあたり、事業者から技術提案を受け、柔軟な発想力や高度な設計・調整能力、健診施設の建設に関する豊富な知識・経験及び質の高い建物を適正な建設費で整備するための資質を有する設計者を特定するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

# 2. 業務概要

# (1) 業務名称

南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託

# (2)業務内容

南魚沼市健診施設等建設工事及びこれに附帯する工事等に係る基本設計

# 3. 履行期間

契約締結の日から、令和5年3月31日まで

# 4. 見積限度額

38,423,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)

# 5. スケジュール

現段階において予定するスケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和5年1月6日(金)
参加申込書の提出期間	令和5年1月6日(金)~1月17日(火)午後5時
質問書の受付期間	令和5年1月6日(金)~1月17日(火)午後5時
質問書の回答	令和5年1月18日(水)
技術提案書等の提出期限	令和5年1月25日(水)午後5時
審査(プレゼンテーション)	令和5年1月27日(金)
審査結果の通知	令和5年1月31日(火)
契約候補者との協議・調整	令和5年1月31日(火)から
契約締結	協議完了後

# 6. 参加申込書の提出

### (1)参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和5年1月17日(火)午後5時までに、様式1「参加申込書」、様式4「事業者概要」及び様式5「業務実績調書」を作成し、8(1)エ.及びオ.に示す参加要件を証明できる書類とともに持参または郵送(1月17日必着)すること。

# (2) 提出先

南魚沼市 総務部 財政課 契約検査班

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話:025-773-6671 (財政課直通) FAX:025-772-3055

#### 7. 質問書の受付

# (1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、令和5年1月17日(火)午後5時までに様式2「質問書」により、電子メールにより提出すること。

なお、質問の件名は「南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託に関する質問書 (業者名) | として送付すること。

また、電子メールで提出後、必ず電話により到着を確認すること。

### (2)提出先

南魚沼市病院事業経営管理本部 経営管理部 医療対策課 医療対策係

〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町 2643 番地 1 (南魚沼市民病院)

電話:025-788-1222 (代表) FAX:025-788-1231

E-mail: iryou-t2@yukigunihp.jp

# (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問事項をとりまとめ、令和5年1月18日(水)までに参加者全員に回答する。

# 8. プロポーザル参加の資格要件

#### (1) 参加資格

- ア. 令和4・5年度南魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出 し、入札参加資格者名簿の「一級建築士」部門に登載された者であること。なお、資 格を有していない者は、参加申込書提出締切日(1月17日(火))までに申請手続き を行うこと。
- イ. 新潟県及び南魚沼市の指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- エ. 平成24年(2012年)4月1日から令和4年3月31日までの間に、日本国内において延床面積2,000㎡以上の病院、診療所等(国土交通省告示98号別添二

第十号1類)の設計業務を元請で受注し、完了した実績を有すること。

オ. 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する ZEB プランナー登録がなされていること。

# (2)配置予定技術者等

以下の資格を保有した実務経験豊富な技術者を有し、業務に従事させることが可能 であること。

### ア. 管理技術者

- (ア) 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- (イ)延床面積2,000㎡以上の病院、診療所等(国土交通省告示98号別添二第十号1類)の設計業務を管理技術者又は主任技術者(建築総合)として完了した実績を有すること。
- イ. 主任技術者(建築総合)

建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

ウ. 主任技術者(構造)

建築士法第2条に規定する一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有すること。

エ. 主任技術者(省エネ)

建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

オ. 主任技術者(積算)

建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

カ. 電気設備主任担当技術者

設備設計一級建築士又は建築整備士の資格を有すること。

キ. 機械設備主任担当技術者

設備設計一級建築士又は建築整備士の資格を有すること。

# 9. 技術提案書等の提出

### (1)提出書類

参加申込書を提出した事業者は、「南魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託特 記仕様書 | を確認のうえ、下記の書類を作成し、期限までに提出すること。

提出書類	作成方法	
技術提案書	別紙1「技術提案書等作成要領」に基づき、様式6から様式8まで	
	及び任意様式にて作成	
経費見積書	別紙1「技術提案書等作成要領」に基づき、様式3にて作成	

提出にあたっては、正本1部と副本7部をそれぞれ製本し、持参または郵送(1月25日(水)午後5時必着)すること。

# (2) 提出先

南魚沼市 総務部 財政課 契約検査班

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話:025-773-6671(財政課直通) FAX:025-772-3055

# (3)提出書類の取り扱い

- ア. 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- イ. 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- ウ. 提出された関係書類は、他事業者に提供しない。
- エ. 関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。 ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

# 10. 事業者の選定方法

あらかじめ定められた別紙 2「事業者選定基準」に基づき、南魚沼市健診施設等建設工 事基本設計業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)にお いて公正な審査を行い、契約候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定する。

なお、業務の実施に際して、技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と南魚沼市は、技術提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉が調ったのちに契約締結手続きに進む。交渉が調わなかった場合には、次点に選定された事業者と南魚沼市が改めて交渉を行うこととする。

# 11. 審査方法

審査の方法は、書類とプレゼンテーションによる総合評価とし、審査項目及び配点は、 下記の表のとおりとする。

詳細は、別紙2「事業者選定基準」のとおりとする。

審査項目	配点
書類審査(技術提案書)	8 0 点
プレゼンテーション審査	
価格評価(経費見積書)	20点
合計	100点

# (1) 書類審査・プレゼンテーション審査

技術提案書の内容について、書類及びプレゼンテーションにより審査する。なお、「南 魚沼市健診施設等建設工事基本設計業務委託特記仕様書」に記載されている要件を満 たしていない場合は、審査対象から除外する。

ア. プレゼンテーション実施概要

方 法:Zoom (Web 会議システム)を使用したオンライン審査

日 程:令和5年1月27日(金)(予定)

時間:1社あたり20分以内(質疑時間は含まない)

内 容:提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

# イ. その他

- (ア) プレゼンテーションの順番は、審査委員会の決定によるものとし、開始時間等の 詳細については、別途通知する。
- (イ) Zoom のホストは南魚沼市で実施する。
- (ウ) プレゼンテーション時の資料の配布は不要とする。

### (2) 価格評価

事業者が提出した様式 3「経費見積書」により審査する。なお、見積書の合計額が見 積限度額を超過している場合は、審査対象から除外する。

(3) 選定方法

発注者は、別紙2「事業者選定基準」に基づいて評価採点し、合計点から上位2者を 候補者と次点者に選定する。なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を 上位とする。

# (4) 結果通知

審査の結果は、事業者に文書で通知する。なお、審査経過及び審査結果に関する質問、 異議申立ては、一切受け付けないものとする。

# 12. その他

- (1)技術提案に要するすべての費用は事業者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、事業者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合。
  - イ 本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (3)本プロポーザル終了後に、候補者が不適格者であると判断されたときは、契約を取り 交わさない場合がある。この場合において、南魚沼市は損害賠償の責は負わないものと する。
- (4)候補者選定後、本プロポーザルで提出した経費見積書以上の追加経費は、原則として 認めないものとする。追加費用の必要が生じた場合は、選定を取り消す場合がある。

# 13. 問い合わせ先

南魚沼市病院事業経営管理本部 経営管理部 医療対策課 医療対策係 〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町 2643 番地 1(南魚沼市民病院)

電話:025-788-1222(代表) FAX:025-788-1231

E-mail: iryou-t2@yukigunihp.jp